3-3. 計量検定所からの伝達事項

千葉県計量検定所 企画指導課

- 1 平成17年度 環境計量証明事業者立入検査の結果について
- (1) 実施期間及び実施事業所数
 - ① 実施期間 平成18年2月9日~平成18年3月7日(延べ10日間)
 - ② 実施事業所数 20事業者
- (2) 立入検査指摘事項内訳(【】内の数字は該当事業者数)
 - ①指導書交付による指導事項
 - 登録簿記載事項と実態の不一致(代表者, 設備)【5】
 - 濃度計(特定計量器) 用標準物質の未整備, 有効期限切れ【4】
 - ※濃度計を取引または証明における計量に使用する際は、計量法第18条、施行令第9条・別表第2及び施行規則第3条の規定により、標準物質(JCSSマーク付き)により調整をして使用する必要があります。
 - 計量証明対象外物質を対象外である旨の記載なし、計量証明対象物質名を略称等で発行【5】
 - ※大腸菌群数等を計量証明書に他の対象物質と一緒に記載せざるを得ない場合は「〇〇(※印)は計量法第 107 条の計量証明対象外です」と明確にする。また、対象外物質のみで計量証明書を発行しない。
 - 測定に係る公定法(JIS 規格)を所有していない【1】
 - 事業規程に規定されている組織が実態と不一致【1】
 - 設備台帳が備わっていない【2】
 - クロスチェックの結果,異常値があった際の検討結果が測定方法に反映されていない【1】
 - ②口頭指導事項
 - ①設備に関すること
 - 設備台帳の記載事項が不十分【3】
 - ※一機種・一様式で作成すること。製造番号、製造年月、検定・証明検査・重要な 点検等の記録(外部に依頼した点検記録は一緒に保管)をする。
 - 自社で行えない性能試験の未実施【2】
 - 設備の定期・日常点検を適正に行われていない【1】
 - 標準物質に係る JCSS 証明書を使用簿とともに保管されていない【1】

- ②計量証明書の発行に関すること
- サンプリング地点を明確に特定できるよう(写真,図面,緯度経度等が)記録されていない【1】
- 原始データに証明書発行番号の未記載(時系列で管理できるようにする)【1】
- 滴定値の読み取りを最小目盛の 1/10 まで読み取られていない【1】
- 測定回数が細則に定めなく減じられている【2】
- ※原則は2回 (pH は3回) 以上。JIS で回数が定められているものはそれに従う。 同一箇所で証明実績が多いものは細則で定めた上で回数を減じることが可能。
- (発行実績なしで)証明書様式で計量の対象及び計量の方法が公定法または JIS で 定められている名称で記載されていない【1】
- ③組織等に関すること
- 計量管理者の責務が未記載【1】
- 規程類の編冊が適当な方法で行われていない【1】
- クロスチェック,講習会等参加記録(個人の記録含む)が保管されていない【10】

2 平成18年度 環境計量証明検査の結果について

(1) 実施期間

平成 18年4月11日~平成18年4月28日(延べ3日間)

(2) 検査結果

1次五/47人				
特定計量器種類		横 <u> </u>	検査器数	不合格数
酸素濃度計	ジルコニア式	18	26	1
	磁気式	11	20	1
非分散型赤外	二酸化硫黄	2	3	1
線式濃度計	一酸化炭素	21	29	3
化学発光式窒素酸化物濃度計		13	22	0
合	計	65(23)	100	6

※検査事業者数の()内の数字は受検者数

不合格計量器を登録の事業者に対しては、当該計量器の改善措置報告の上、登録内容に変更が生ずる場合は併せて所定の届出を提出するよう指導しました。

平成19年度の計量証明検査は振動レベル計の検査となります。